

四日市市事業調整室に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 9 号

四日市市事業調整室に関する規則

(設置)

第 1 条 国・三重県等が行う幹線道路の整備等に関する事業調整・地域協議に関する事務を処理させるため、事業調整室（以下「室」という。）を設置する。

(所管)

第 2 条 室は、都市整備部都市計画課の所管とする。

(分掌事務)

第 3 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北勢バイパス、県道その他の国・三重県が行う幹線道路の整備に関する事業調整に関すること。
- (2) 北勢バイパス、県道その他の国・三重県が行う幹線道路の整備に関する地域協議に関すること。
- (3) 北勢バイパス、県道その他の国・三重県が行う幹線道路の整備に関する国・県等への要望に関すること。
- (4) 北勢バイパス、県道その他の国・三重県が行う幹線道路の整備の啓発に関すること。
- (5) 広域基幹道路の事業の促進及び調整に関すること。
- (6) 広域基幹道路整備基金に関すること。
- (7) 室の庶務に関すること。

(職員)

第 4 条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第 5 条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第 6 条 室の処務及び職員の服務については、この規則に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和 22 年四日市市規程第 4 号）及び四日市市職員服務規程（昭和 62 年四日市市訓令第 8 号）によるものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)